

中部支部役員選挙細則

昭和 51 年 2 月 10 日制定
昭和 57 年 9 月 14 日改訂
昭和 58 年 7 月 27 日改訂
平成 10 年 7 月 23 日改訂
平成 18 年 4 月 28 日改訂
令和 8 年 1 月 28 日改訂

中部支部規約第 9 条に従い支部役員の選挙方法をこの細則によって定める。

第 1 条 理事は、次に定めるところに従い、支部通常会員のうちから、支部通常会員の無記名投票によって選挙する。

第 2 条 選挙に際しては選挙管理委員会をおく。

- 1 選挙管理委員会（以下選管と略称する）は支部役員の選出など通常会員の投票による選挙を管理し、支部活動の円滑にして健全な発展を図るためもうけられたものである。
- 2 選管は学会運営のための独立した機関で理事会に従属するものでない。
- 3 選管委員長は支部長が理事会の承認を経たうえで選挙の度にこれを委嘱する。また再任を妨げない。
選管委員は選管委員長が委嘱する。ただし選管委員が第 2 条第 1 項の支部役員などに立候補または、推薦された場合は委員の職をとく。
- 4 選管の任務は次の通りである。
 - (I) 選挙の告示。
 - (II) 立候補および推薦の受付と資格審査およびその名簿の作成とその発表。
 - (III) 選挙執行上の疑義についての解釈。
 - (IV) 投票の開票と立会人の指名。
 - (V) 投票の有効の判定。
 - (VI) 当選の確認と発表。
 - (VII) その他選挙管理に必要なこと。
- 5 選管の仕事が一切完了したときは記録をつくり事務所に保存する。

第 3 条 理事の選挙は次の方法による。

- 1 理事は下記に定める地区毎に 2 名を定数とし、東海・長野地区については事務の円滑な運営をはかるため 3 名を加算する。
北陸地区（新潟県、富山県、石川県、福井県）
東海・長野地区（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県）
- 2 通常会員は理事に立候補する事ができる。
- 3 他の通常会員によって書面により理事に推薦され、かつそれを承認した通常会員は推薦候補となることができる。
- 4 理事は立候補および推薦候補者以外の通常会員からも選挙される。
- 5 理事の選挙は、Web による無記名投票とする。
- 6 得票者の順序は、被選挙通常会員のうち得票数の多いものを上位とし、同数のものがある場合は年少者を上位とする。

第 4 条 役員に欠員を生じた場合は支部長が後任役員を推薦し理事会で承認する。推薦された会員は、理事会で承認されるまでの間も、役員として職務を遂行することができる。

付則 1 令和 8 年 1 月 28 日改訂の本細則第 3 条に加えられた「新潟県」に係る規定は、令和 8 年（2026 年）度日本気象学会総会における決議の日をもって施行する。